

(会長)

今日は、どうもありがとうございます。それでは、協議事項ということで、お手元にある25年度からの行動計画の最終案について皆様方の御意見をいただいて完成させたいと考えております。

それでは、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

それでは説明させていただきます。

資料1、1ページをお願いします。今回の最終案につきましては、前回の審議会でご報告させていただいた内容に基づく皆様の御意見、先日実施しましたパブリックコメントで出された御意見に基づきまして、検討、修正したものでございます。

1ページから6ページにつきましては、その中で出された意見を、項目ごとに分類し、意見の趣旨、それに対する府の考え方として整理しているものでございます。府の考え方の中で、一部括弧書きで記述しているところがございますが、それは前回の審議会でご出された骨子(案)から加筆させていただいたものでございます。9ページ以降につきましては、そのような変更を加えて、現在の最終案として出させてもらっている本文でございます。

本日の説明につきましては、1ページからの整理表に基づいて説明させていただきます。

パブリックコメントにおきましては、12件35項目についての意見をいただきました。順番に説明いたしますと、最初、「全般」に係るものでございます。

最初は、現行動計画の達成状況や課題を明らかにして欲しいということでございます。これにつきましては、以前からこの審議会ですべての目標につきましての達成状況や課題を報告しているところでございます。今後、そのような形で情報公開の徹底とわかりやすい情報提供をしていきたいと考えております。

2番目でございます。計画に掲げる政策目標の妥当性を検証するということを考えて欲しいということでございます。これにつきましては、府の考え方に書いてありますように、政策目標につきましては、内部評価、審議会における外部評価のほか、パブリックコメント、府議会での審議等を経て定めているところでございます。今回の最終案の最後のところでも審議会の評価を翌年度の取り組みに反映する旨を記載しているところです。

3番目でございます。安全確保の充実について、行政の責務、事業者の

責務、消費者の責務等、それぞれの役割を相互に機能させることが大切だということにつきましては、この三者の協力は条例にも規定されており、最終案においても、府と事業者団体、消費者団体とが連携して食の安心・安全の取り組みを進めることとしておりますので、それに沿って取り組んでいきたいと考えているところでございます。

次に、京都市の食の安全行政との関連でございまして、これにつきましては、従来から京都市とは連携・連絡をとりながら取り組んでいるところであり、引き続き、しっかりその方向で頑張っていきたいと考えております。

「策定の趣旨」でございまして、これは、今までの第1次計画・第2次計画に関する時々の社会情勢というものに依じて課題設定とそれに基づく達成評価も記述して欲しいということでございまして、これにつきましては、計画を公表するときに添付資料という形で作成し、公表したいと考えております。

次の項目で「放射性物質」の関係です。検査だけではなく、府民が不安を感じている状況を受けまして、具体的な提案として、府民がふだん食べる物を持ち込んでの検査、不安解消のためのリスクコミュニケーションをしっかりとって欲しいという意見が出されております。これにつきましては、最終案にもありますように、食品モニタリング検査をしっかりとっていくとともに、検査結果の理解を深めていくという観点から、検査機器の見学や検体採取から判明までの流れについて、わかりやすく説明するなど、情報提供やリスクコミュニケーションを丁寧にやっていきたいと考えておりますし、専門家の指導・助言も得ながら取り組んでいきたいと考えております。

2ページをお願いします。「情報提供の強化」の関係でございまして。

意見の趣旨の最初から3つ目まででございまして、これは情報発信の強化、それから情報発信の強化の一つの方法として、消費者グループとの連携を御意見としていただいております。これに対しては、情報公開の徹底と、ITに限らず多様な広報媒体による情報発信をしていきたいと考えておりますし、その一つの方法として消費者団体との連携も実施していきたいと考えているところでございまして、最終案でも戦略的な広報、情報提供という形で記述させていただいているところでございます。

4番目のリスクコミュニケーションの関係でございまして、リスクコミュニケーション、リスクコミュニケーターの役割・位置づけを明らかにするべきという御意見でございまして、食品に対する正しい知識を深めていただくに当たって、リスクコミュニケーションは大切なことだと考えておりまして、課題を明確にし、戦略的に計画・推進する旨を記述させていただ

たところでございます。

下から4番目をご覧ください。行政と事業者が連携をとりながら府民と情報や意見を交換できる場を広げることでございます。これも記述させていただいているところですが、事業者団体と連携して消費者との意見交換会などのご意見を踏まえて取り組んでいきたいと考えております。

その下の欄の食育の関係でございます。子どもだけということではなくて、親世代も対象にした食育や、対象年齢や目標も明らかにした食育に取り組んで欲しいという御意見でございます。食育につきましては、本計画とは別に「第2次京都府食育推進計画」を策定しておりますので、それに基づいて具体的に取り組んでいきたいと考えております。なお、各世代においた取り組みが必要だと認識しておりまして、括弧で書いてあるところで記述させていただいたということでございます。

3ページをお願いします。「府民参画の拡大」でございます。食いく先生につきまして、活躍してもらえる仕組み・財源を確保して取り組んで欲しいということでございますが、これにつきましては、教育分野等と連携した取り組みに努めていきたいと考えております。

次の項目、「監視・指導・検査」の関係でございます。この項目の一番上にあります放射性物質、食品添加物、残留農薬等の検査をしっかりと欲しいということでございますが、これは計画的にやるだけではなくて、状況に応じて機動的な検査対応に努めていきたいと考えております。

1つ飛びまして、法令遵守を進めるため、食品事業者に対する講習会、研修会の開催が必要という意見でございます。これにつきましては、事業者団体とも連携しながら、そのような研修会等を開催していきたいと考えております。

1つ飛びまして、食の安心・安全に関する分野で広域的な事案もあるため、近隣府県との連携、定期協議会の開催が必要だという意見でございます。これにつきましては、従来から近畿農政局などの国と近隣府県とで定期的な打ち合わせ、連絡会議を持っておりますので、引き続き、その中でしっかり意見交換、情報交換をしていきたいと考えておりまして、ご覧のところ記述しております。

次は、食品の産地偽装や改ざん等に対する監視の強化を求める意見でございます。これにつきましては、府の衛生部局、農林部局、消費生活部局が連携して食品表示パトロールをやっております。今後は、科学的検査ということで産地がわかる検査を強化していく中で、偽装の摘発なり偽装防止のための啓発とともに、業者に対するコンプライアンス研修も行っていきたいと考えております。

一番下2つでございます。「いわゆる健康食品」というものに対する監視強化を求めるといった意見でございます。これにつきましては、関係課が幾つかにまたがっておりますけれども、連携した取り組みを現在も行っているところでございます。食の安心・安全につきましては、関係課から成る連絡会議を常時設置しております、たびたび会合も持っておりますので、その中でこの「いわゆる健康食品」の関係についてももしっかり情報交換して、対応していきたいと考えているところでございます。

さらに、府民からの多くの情報が集まるような工夫ということでは、食の安心・安全協働サポーターとして登録いただいておりますので、この方々等に協力をお願いしていきたいと考えております。

4ページをお願いします。食の「安心・安全の基盤づくり」でございます。事業者が取り組まれている食の安心・安全の取り組みを登録する制度として、「きょうと信頼食品登録制度」、「京ブランド産品」がでございます。これについての情報提供をしっかりと欲しいということでございます。これにつきましても括弧で書いておりますようなところで、しっかりとやっていくということで記述をさせていただいております。

それから、農作物のGAPの関係でございますけれども、それについても普及センターを通じて、しっかりと取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

この項目の最後ですが、「行動計画の管理・公表」でございます。行動計画の公表にあたっては、理解しやすいようにイラストや絵、用語集をつけるようにという御意見ですので、そのようにさせていただきたいと考えております。

5ページをお願いします。本計画に基づく意見交換会を、消費者団体の方に来ていただいて意見を直接出していただいたものでございまして、この意見については今説明しましたパブリックコメントの中でも組み込ませていただいているところでございます。

6ページをお願いします。これは8月の審議会の御意見に対する当方の考え方を整理したものでございます。「現状及び課題」というところで、少子高齢化の進行に伴う対応という記述が必要という御意見をいただきましたので、そのような内容を【第1章-2】というところで記載させていただいております。

次に、「情報提供」のところ、北海道の浅漬け事件、それから1つ飛んで宇治市の食中毒事件を踏まえた対応についての新たな記述が必要という意見もいただいております。食中毒予防の観点、それから情報提供をしっかりとするという観点で、括弧で書いておりますように【第3章-3-

【(2)ーイ】のところで記述させていただいているということでございます。リスクコミュニケーターの関係につきましては、認定するだけではなくて、しっかりその活動の支援ということが必要だという意見でありまして、【第3章ー3ー(2)ーア】に記述したところでございます。

それから、下から3つ目の食品の検査について、優先順位をはっきりするべきということでございます。基本的には毎年の年次計画につきましても、リスクに応じた計画というのを策定しておりますけれども、引き続き国の情報や専門家のご意見をいただきながら、機動的な検査対応を考えております。

下から2番目の、いわゆるGAPの関係でございますが、目標としては現在示している目標の達成に頑張っていくとともに、取り組みのレベルアップということで産地、農家の強化に努めていきたいと考えております。

最後に、9ページ以降の説明は省略させていただきますが、それぞれ下線のところが新たな記述をしたところでございます。

それから、文字委員は本日御欠席ですが、資料の最後にありますこのような形で御意見を提出いただいておりますので、御紹介いたします。

以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございました。

8月に、この審議会で御意見をいただいた部分については、6ページのところで、その意見に対して今回の行動計画のところに下線で組み入れました。それから、骨子(案)をもとにして府民からいただいたパブリックコメントについては、今、御説明いただいたとおりです。委員には事前に本体の行動計画の案を見ていただいたのですが、今日見せていただいた部分はかなり体裁も整えられています。事前に送っていただいた資料で挿入の文章が丸数字で幾つか入っていたのですが、その部分が今日の資料では、本体の中に下線で示されたところに盛り込まれているという理解でいいのですよね。

(事務局)

はい。

(会長)

この行動計画(案)について、それから今御説明いただいた部分について、各委員から御質問などありましたらお願いします。

前回の審議会では、6ページにありますように全般的なところで、これから3か年という先の計画をつくるのだから、もう少し将来的な予測も踏まえた上で計画をつくったらどうかという御意見が出ましたけれども、その部分については、なかなか難しいので12ページのところで、将来的なところで情報の発信というところで、少子高齢社会を踏まえて情報が的確に届きにくい状況にあるという認識をここではきちっと示した、それに対する対応は行動計画の中で生かしていきたいということですが、御意見がありましたら。今日、この行動計画（案）について最終的にここで賛同していただければ、あと盛り込むべきものがあれば盛り込まれますけれども、一応ここで出たものが最終の行動計画（案）として議会に提案されるということになります。

このパブリックコメントは、いろいろなところでもやられていると思うのですが、比較すると、12件というのはどんな感じですか。35項目というのは、かなりしっかり書いていただいているということですか。

（事務局）

こういった京都府の計画やアクションプラン、これが京都府全体でおおよそ10数件同時に出ていると思います。

そういう中で、全体の中では出された意見の件数は、比較的多いほうかと思っております。

それからここで12件と書いておりますが、個人ではなく消費者団体として出していただいているものが3件ございます。それは、はがきに数行書くというのではなく、A4用紙表裏2ページにわたってびっしり書くというようなものが出ております。ですから、そういう面では35項目ということは皆さんしっかりと御意見をいただいたのではないかと思っております。

（会長）

御質問でも結構ですので、何かありましたら。

（委員）

パブリックコメントの中などでもよくお話に出てくるのが、非常に見ていてわかりにくい、そして、公表していらっしゃるのだけど、それがわかりにくいという話がありまして、今回の4ページの最後のところで、行動計画の公表に当たってはもっとわかりやすくしてくださいという話があるのですが、それに対して、次期行動計画の配布資料には写真などを添

付しますと書かれています。この中に多分あるのだろう思うのですが、以前の会議でいただきました資料の中で計画の中間報告というのがありましたね。

(会長)

実施状況の報告ですか。

(委員)

今まで、あのような形で公表されていきましたか。

(事務局)

実は今まで1次・2次、今回は3次ということです。第2次の時から議案という形になりました。第1次するときには、ここにも書いていただいているように個別の取り組みについて、例えば栽培ごよみをやりますといたら、栽培ごよみのイラストや写真をいれたりして、できるだけ読んでわかりやすい工夫をしていたのですが、第2次から議案という形になり、そういった面をそぎ落として整理されてきた経過があります。ですから、第3次についても議案の部分は文章が中心なのですが、これを資料として配布する段階では、議案にプラスして、第1次時にありましたようないろんなイラスト、写真、それから添付資料、そういったものを加えまして、もう少し今よりはわかりやすい形にしてお配りできるようにしたいと思っております。

(委員)

そういう工夫をお願いしたいと思います。

(会長)

ほかにございますか。

(委員)

大枠はこれでいいのですが、今日の参加に当たって、改めまして前回いただいたものを見ていて、今までの食の安心・安全、例えば添加物とか、そういった類いからしたら、この放射性物質についての食品安全管理体制、もちろんここに書いていただいているようにモニタリングであったり検査であったりリスクコミュニケーションは大事なんだけど、組み立てが同じラインでいいのかなというのの一つあって、従来の食品の安心・安全と

は別個に、例えば国の施策と、これからの研究とか方向という点では、本当はもう少し根っこに何か持っておいたほうがいいのかなど。多分、毎年度のところでいろいろ変わる、もちろんほかの添加物なんかもそうなのだけれども、農薬とか、そういうところとは少し安心・安全の入り口が違うし、向かう方向もまだ決まらない中で別枠と言ったらおかしいけど、むしろ特別枠みたいなことで国の方針の策定によっては変更なり何なりということが物すごく見えてきているみたいなことでは、違うくくりにする手もあるかなと思いました。

(事務局)

今おっしゃられたこと、実際にリスクコミュニケーションや意見交換会をしております、ひしひしとこちらとしても思います。食品添加物とか、そういったものについては、いろんな実験経過や結果がはっきりしております。割と短期的に毒性などについても結果が出るものなのですが、放射性物質の関係は、やはり低線量の閾値みたいな影響というようなことが、今の国の基準はかなり安全よりで設定はされているものの、やはりそういった面が府民の方々にとってわかりにくく、不安というところがあるかと思えます。そういう面で、ほかのものと取り扱い方というのですか、我々の情報提供の仕方とか、そういったものも違うと思っています。

そういう中で、実はなかなか正解というものが今の時点で見えないところはありますが、この審議会の下に、専門家の先生方による放射性物質の部会を設けております。3人の先生方なのですが、京都の方々なのですが全国のトップレベルの先生方をお願いをしております。その先生方という議論ややりとりといったこともしております。その中では、一つは一般の消費者ということもありますが、例えば医療関係者であるとか、学校の先生方とか、そういう専門家により近い方々に、もっとしっかりと情報提供をしてわかっていただくような取り組みが必要かなと。逆に言えば、医療関係者であっても十分に情報提供がされてない部分もあって、そういったことをやる必要があると。そのために何かできないかなというやりとりをしているところです。具体的に、今すぐこうしますというのはお出しできないのですが、そういう課題意識を持ちながらやっております。

また、そういった点について、この消費者団体との意見交換会、先日やりました中でも、やはり一緒にやっていくことが必要なんじゃないかと御意見をいただいております、そういう面も含めまして、行政だけでやるのではなく、いろんなところと一緒にやっていくという工夫が必要

かと思っています。

そういう課題意識は持ってやっていきたいと思います。

(委員)

そういう努力は大事なんだけど、ここは長期的に動くかもしれないけど大事に考えてるよみたいなところがわかるようなことは必要なのかなと思います。

(会長)

ほかにございますか。

(委員)

計画どおりしっかりやってもらっていると思いましたが、ささいなところですけども気になったところだけ申します。

2点に絞って言いますと、パブリックコメントの資料1ですが、その3ページに書いています一番上ですね、インターネットによる広報はますます重要だという認識を持っているとあるのですけれども、要約版の、7ページの計画策定の趣旨、一番上ですね、丸の2つ目、インターネットのことが入っておりまして、インターネットなどによる情報が氾濫し、その情報への信頼の欠如などにより食の安全に対する不安感が一層拡大していると記述されています。しかしこれだけ世の中でインターネットが重要な部分を占めている中で、負の部分について強調し過ぎではないかと。インターネットではいい情報も入ってきているのだから、ここまで言っているのかなと。それに関する記述としまして、12ページを見てみますと、その第1章-2のところ、「情報の氾濫と信頼できる情報の不足が不安を拡大」とあるのですけれども、この中で何が信頼できるかということが入っているのですけれども、今ここで記述しておりますインターネットに対して非常に不信感を持っているというデータがここで示されていない。この記述に対する科学的データですね。したがって、そのところをもう少し工夫いただきたい。インターネットについて非常に不安を感じているというデータがここで示されていれば、まだ説得力があるのですけど、ここでちょっと曖昧な分析になっておりますので、そこをちょっと改善いただきたいと思うのが1点。

それと、先ほど少子高齢化で、高齢化の単身世帯が増加しているみたいな話があったのですけれども、少子といたら18歳未満の方ですね、それで高齢化といたら65歳以上と捉えた場合、おじいさんとお孫さんの関

係をとられたときに、少子化が本当に単身の高齢化世帯の増加につながっているのかなど。むしろ、私が知っているデータでは、特に70歳以上の男性が子どもさんとの同居を嫌うとか、あるいは、そもそも結婚してない世帯がある程度出てきているということも原因なので、ここに単なる高齢化と言ったほうが。少子化は直接関係ないかなと思うのですが。

ちょっと細かいことを言い過ぎましたが、2点に絞って、申し上げました。

(事務局)

インターネットの情報氾濫についてのデータが手元になかったのですが、こういう形になっているのですが、意見交換会などをしておりますと、そういうような御意見をいただいているということ、いかに消費者自らが情報を上手に選択していくのか、そういう力をつけていくことも大切だと。情報リテラシーという言葉もあるようですけれども、消費者力の向上という中で、食の安心・安全だけではなく、もう少し幅広い見地からの取り組みが、京都府としても消費者行政を担っているようなところと一緒にやってできないかということで、課題という形で入れております。

表現のところは、これが適当かどうかということになると、また御意見も踏まえてということになるのですが、少しわかりやすくするために単純化しているところはあるかもしれませんが、もし、こうしたらいよいよというようなことがあったら教えていただきたいと思っています。

(会長)

概要版のところでは、安全性に対する不安感が一層拡大しているところ、その部分ですよね。インターネットなどによる情報が氾濫してという、だから特にこれらを信用できないとか、そういう書き方ではなくて、不安感が一層拡大しているというニュアンスで受け取っていただくと、この概要版のところはいけるのかなど。

それで、確かに言葉としては少子高齢化という使い方をしますけれども、12ページのところでは「進展等より」と、そういう少子も入れた形で、それがもとになって高齢者単身世帯が増加し、と書いてある部分については、ちょっと意味合いがとりにくいかなと感じますけど。

それから、上の部分については、一応情報源としてかなりウエイトが高くなっていますよと、おっしゃるように、だからといって情報の信憑性については言及していないという部分については、大槻委員の意見には賛成します。この少子高齢化という言葉、どうですか。

(事務局)

少子ということで親と同居する子どもが少なくなっているというように捉え方をしましたので、こういう表現かなとしております。ただ、舌足らずであれば、また考えてないといけないかもしれません。

(会長)

ということで、両方とも残す形になったけれど、おっしゃることはわかるので、もう一度ブラッシュアップするときに検討していただければ。

(事務局)

関係するところとも相談していきながらより適当な表現にします。

(委員)

私もそこがすごく気になっていたのです。本当に正しい情報がどれというのがない中で、いろんな情報というのは。

(会長)

わかりました。

(委員)

信頼できる情報が不足しているわけではなくて、情報が氾濫していることで取捨選択ができないのだと思うのですね。ここの見出しに情報の不足と書かれるから誤解を生むのであって、取捨選択が困難な状況になっているというようなことで書かれたら誤解がないのではないかと思います。

(会長)

ありがとうございました。ほかにございますか。

(委員)

細かいことではなくて、全体的なことなのですが、この計画を策定するのに当たって、京都府の現状を踏まえて計画を策定されるべきだと思うのですが、その現状というのが京都府のやっている取り組み、行政がやっている取り組みが現状維持として挙がっていて、府民の食の安全に関する現状に基づいていないところがあるように思います。例えば、最近新しい話題となった放射性物質のことなのですが、ここで引用されてい

るのが内閣府の「食育に関する意識調査」に基づいて不安の人が26%あって増えてきたようだとか、内閣府の食品安全モニターの調査結果でなっているの、やはり京都府のいろいろなライフステージにおける府民の方々の食の安全に関する現状、そういったものを把握しておく必要があるのではないかなと、今ごろになって感じた次第です。

例えば、保育園の保護者の方々は、今とても給食の食材に不安を感じていらっしやって、東日本の物は入れてほしくない。学校給食でも、栄養教諭さんも、放射性物質の検査が必要だとか、保護者の不安がとても高いとか、そういう意見があると聞いております。そういう不安について、どのように説明していくのかとか、リスクコミュニケーションしていくということが本当に大事なことだなと思うのですが、その現状が把握できていないので、京都府の府民の食の安全に関する意識調査という、以前はされていたと思うのですが、それはイベントに来た人の意見を聞くというふうなやり方だったので、必要な調査をやっていたほうが良いのでは。それに基づいて計画を策定するということが必要かと思いました。特に、この放射性物質の安全性に関する不安のところは気になっているところ。これは総合的な意見です。

(事務局)

今御指摘の点は、なかなかデータがないということがございます。第2次の行動計画をつくる時に、第1次では今おっしゃられたようにいろんなイベントのときのアンケート調査から一定出してきていたのですが、統計学的に言うと母集団に偏りがあるということもあり、第2次のときに最終的に落ちた経過がありますので、今回はこういう形になっています。

ただ、やはりそういう必要性についても思っておりまして、特に府民参画の推進のところで、現在の「きょうと食の安心・安全協働サポーター」と言って、消費者の方々に食品表示などで参画をしていただいている方がおられます。現在200人程度なのですが、そういった方々に府民参画をいただく中で、例えばアンケートなどの形も含めてやっていければと思っています。

(委員)

よろしく申し上げます。

(会長)

はい、ありがとうございました。12ページのところの1と2が、頭が内閣府、内閣府となっているから、府民の現状というあたりも加味していただければと思います。

ほかに御意見はございますか。

(委員)

この資料1のところに書いてあるのですが、京都市との連携ということで、いろいろ連携をとってもらっていると思うのですが、少なくとも資料に関したら、学校給食について京都市で相当数の放射能検査をしているのですね。京都府があって、その中で京都市があるわけですから、京都市でやっている情報をリンクして発表していくとか、ホームページであれば、京都市はこんな検査をしておられて、これだけ出ていますというのをつなげていけるようにしていけば、その分、消費者に対して情報をさらに出していけるのではないかと。京都市と連携をとっておられるのはわかっているのですが、もう少し公表の仕方、府民が本当に安心するような形の情報提供というものを考えられたらいいと思います。

(事務局)

御指摘の点は、課題として認識しています。最初にお配りした1枚もの、9月11日に京都市内でやりました放射性物質に関するリスクコミュニケーション、フォーラムです。その中で、京都府、京都市を含めて共催で、ここでは放射性物質検査の状況、京都市と京都府のものをまとめた形で御報告させていただいています。こういうところから始めていますけれども、今の御意見も踏まえながら、さらに京都市さんと御相談しながらやっていきたいと思っています。

まずは、京都府の中でもいろんな関係部署の情報を一つにまとめるというところが、去年の段階で弱かったところでございます。そのところについては、まず同じホームページで公表するとかという形でしてまいりました。さらに、今のようなことも踏まえて、さらにステップアップしていきたいと思っています。

(会長)

情報を受け取る側としては、それが府であろうが、市であろうが全然関係ないことですからね。こういう形で食品中の放射性物質については、府・市連携して検査状況の報告、そういう形は徐々に見えつつあるということで、今後も頑張っていたいただきたいと思っています。

(事務局)

去年の審議会では委員よりそういった御意見をいただいております。食品の検査につきましては京都市とリンクさせていただいて情報を見られるようにという形に変えさせていただいております。食の安心・安全きょうとのほうに私どものかわら版のほうも一緒にさせていただいておりますが、またわかりにくい点がありましたら、改良しながら取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(会長)

その分については、具体的に動いていただいているというところなので、ほかにございますか。

(委員)

今おっしゃっていた食の安心協働サポーターとか、食いく先生とか、いろいろ認定、育成されているのですが、それについての定期的なスキルアップ等を必ず行うとか、そういう一文はあってもいいのかなと思うのですが。ただ育成して、認定して、そのままというより、育成する限りは、その後も定期的にスキルアップさせますよという一文は要るのではないかと思います。

(事務局)

おっしゃられるように、ただ単にそういうお願いをするだけではなく、定期的に情報提供をしていく、また会議等をして御意見をいただく、そういうことが必要だと思っております。その点、19ページの一番上に「サポーターのスキルアップを図ります」と入れておりますが、今も先月から今月にかけて各、府の地域区間単位でお願いしておりますサポーターの方々の会議、研修会を順次やっているところです。やはり、御意見をいただいたように、そういうことが必要だと思っておりますので、そこを徐々にステップアップするような仕組みもやっていきたと思っております。

現在は食品表示中心なのですが、それについても最初は基礎的なことなのですが、毎年少しずつ中身についても、さらに詳しい内容を研修していただく。それと、研修会を春と秋、年に2回、各地域で行っているのですが、それ以外にも消費生活安全センター、こういう消費者行政をやっているところ、情報提供を郵送の形でやっています。そこに、入れてやっております。そのところを御意見も踏まえながら、さらに充

実していけたらと思っています。

(会長)

今、やっているとおっしゃたけれども、ここからは見えてこないの、その部分を追加していただけると、研修会をやっているということがわかると思いますけど。

ほかにございますか。

それでは、これでただいまいただきました御意見、修正できるところは修正する、あるいは追加できるところは追加するという、議案に向けての行動計画最終案ということにしてよろしいですか。

それでは、協議事項については、皆さんの御承認をいただいたので、2番目の報告事項に移ります。

それでは、事務局のほうから御説明をお願いします。

(事務局)

それでは、29ページをご覧ください。資料2でございます。

「学校給食を対象とした放射性セシウムのモニタリング検査を開始」という資料がございます。前回の審議会でも報告させていただきました京都府学校給食モニタリング事業につきまして、実施希望のあった19市町教育委員会を対象に、10月29日から給食を提供された八幡小学校ほか5カ所を皮切りに放射性セシウムの検査を開始いたしました。実際に児童生徒に提供した給食1食まるごとミキシングを行い、食品衛生法に基づく厚生労働省登録検査機関である株式会社島津テクノリサーチに委託をしまして、放射性セシウムの有無を検査するもので、文部科学省の国庫補助事業を活用して実施しております。原則、給食提供日の翌日に検査を完了し、速やかに京都府教育委員会のホームページに結果を掲載することとしております。

なお、資料の4のイの、財団法人京都府学校給食会の主食用食材検査でございますが、これは学校給食における事後の検査に加えまして、京都府独自の事業として京都府学校給食会が供給する米と小麦につきましても、学校給食を提供する前段階での検査をあわせて実施するというものでございます。29ページから32ページに記載したのは、10月30日から11月1日に実施した検査の結果で、全てで不検出となっており、改めて学校給食の食材の安全が確認されているところでございます。今度とも児童生徒に安心して給食を食べていただき、保護者の方々の一層の食の安心・安全を確保するために、30ページに記載のとおり、来年2月に向け

て引き続き、このような検査をしまいたいと考えております。
以上でございます。

(会長)

全体を報告していただいて、あとで御質問をお受けする形にさせていただきます。
どうぞ。

(事務局)

33ページ、資料3をお願いします。放射性物質の検査の上半期分のまとめでございます。流通食品、府内産農産物について、170検体、187検体の検査を行っておりまして、すべて不検出だという結果でございます。年間の300なり400検体のおおむね半分を達成してきているという状況でございます。

下のほうの枠囲みのところで、直近の数字ということで、10月分までまとめた数字を書いております。「うち米」と書いておりますけれども、府内産農産物のうち米も21検体やっておりますが、全て不検出でございます。流通食品の中でも米を2検体やっております。これは具体的には、新潟県産、秋田県産の玄米でございますけれども、検査の結果、全て不検出という結果が出ております。

それから、放射性物質のリスクコミュニケーションの関係では、先ほど事務局のほうから言いましたけれども、京都市なり国と共同してリスクコミュニケーションを開催しまして、参加者からは理解しやすかったという意見とあわせて、今後もしっかり意見交換を実施してほしいというご要望がございました。

以上でございます。

(事務局)

資料4から8まで説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料4、35ページでございますが、平成24年度の京都府食品衛生監視指導計画実施状況中間報告でございます。

36ページをご覧いただきたいと思います。食品衛生法の規定によりまして監視指導計画を定めております。上半期は終わっておりますので報告義務というのはございませんけれども、ホームページ等でその結果を掲載しているところでございます。

まず、上半期の取り組み結果につきまして、収去検査のところですが、

年間計画数750検体、これはこの審議会の中で御議論いただいて定めた検体数でございますが、約半分弱になります。326検体を行っております。それから、放射性物質につきましては、300件のうち170件を実施しております。全て不検出という結果となっております。

それから、37ページに生食用食肉、牛生レバーの監視指導状況を載せております。生食用食肉につきましては、昨年10月に食肉の規格基準が国で決まりました。この基準に適合しなければ取り扱うことはできなくなっております。そういうことで、その基準に適合するように監視指導していたところでございますが、この4月に食品衛生法施行細則（府規則）を施行いたしまして、食肉を取り扱う業者は普通の営業許可以外に届出制度ということで、届出を義務づけておりますし、またメニューや、あるいは店舗の中に注意喚起の表示の文字の大きさなどの規定をこの規則の中に盛り込んだということでございます。これは、前回の3月の審議会の場でも報告させていただいたところでございますが、その届出数でございますけれども、この時点で10件届出が出ております。そして、それらの施設につきましては、立入監視を行っております。1施設あたり複数立入をしている施設も含め、今まで14件の立入を行っております。今年度末までにすべての施設に対して2回立ち入りを予定しているところでございます。

それから、生食用食肉につきましては、この基準の中に検査の項目がございます。腸内細菌科菌群という検査でございますが、ピックアップいたしまして2検体の検査をしましたが、違反はございませんでした。それから、今後もこの検査についても引き続きやっていきたいと思っております。

それから、牛生レバーにつきましては、生食用として牛レバーの提供を控えるように指導してきたところでございまして、本年7月1日には国から生食用としての牛レバーの提供は禁止されております。これに対しまして、京都府では飲食店の立入監視をして、これまで提供されていた27件の施設については、7月1日以降生食用としての提供はゼロ件であることの確認を行ったところでございます。

それから、前回の8月の審議会のときに報告させていただきました宇治市の災害時のおにぎり食中毒の事案でございますが、これを中間報告として上げております。これは、前回に報告致しましたとおりでございますが、これにつきましては、宇治市では災害対策本部内の連携不足とか、あるいは食品の衛生管理の基本的知識の不足、輸送時の指示の不徹底、それから避難住民に対して早期に食べる注意喚起ができなかったというようなことの問題点が指摘され、みずから検証されたところでございます。前回の

審議会のときに、委員からも、京都府としての検証が必要ということでございましたので、11月2日に食品衛生審議会の食品衛生評価部会において御意見を賜りながら議論したところでございますが、京都府の課題としましては、既に食中毒注意報を発令していたにもかかわらず、十分それが行き渡っていなかったということですので、災害発生時において市町村への食品衛生に対する注意喚起をもっとすべきでなかったかと。注意報を発令して連絡はしているのですけども、災害対策本部とか、あるいは危機管理担当職員、そういったところへの連絡不足があったのかなと考えております。

それから、災害時だけではなくて、平常時から取り組みをしていく必要があるということで、市町村の危機管理の担当職員に対する食品衛生に対する衛生教育が不足していたのではないかという問題。それから、府民に対しても、これまでから出前語らい等でやっておりますが、さらに注意喚起、食品衛生に対する啓発をしていく必要があると課題として考えております。

それを踏まえまして、食の安心・安全行動計画の中に、講習会の実施、それから食中毒注意報の市町村あるいは事業者への注意喚起の徹底、そういったものについて盛り込みまして整理をしたところでございます。

それから、38ページのほうは「食中毒の予防推進強化期間」、これは府独自で7月から9月の3か月間を設定いたしまして、先ほど申しました牛生レバーの関係とか生食用食肉の取り扱いの指導、それから監視指導等の取り組みを行ったところでございます。その結果については38ページ、39ページ、40ページとありまして、41ページのほうには事業者、消費者、従業者への衛生教育ということで、保健所が中心になりまして取り組みをしているところでございます。

広報につきましても、新聞、市町村広報紙、保健所での保健所だより、それから食品衛生協会等での啓発を行っているところでございます。

それから、先ほど申しました「食中毒注意報」ですが、合計19回発令いたしまして、啓発を行ったところでございます。

以上が資料4の中間報告の現状でございます。今後、残り下半期をまとめまして、年間の結果については、6月末までに取りまとめて御報告をさせていただくことにしております。

それから、次に資料5に移ります。「漬物製造施設等に対する監視指導について」でございます。

これは、47ページの厚生労働省の「漬物の衛生規範」の改正のリーフレットに書いていますように右下の方、北海道で浅漬けが原因でO-15

7の食中毒が発生して、8名の方が亡くなられたという事案がございます。汚染原因は特定されていないということですが、塩素濃度の管理とか器具の取り扱いなどの製造工程での衛生管理が問題ではないかという御指摘があったところです。

それで、京都府といたしましては、45ページに戻っていただきまして、そういった食中毒が発生したことで北海道からの情報を得て、まず14日に流通状況を調査いたしまして、府内での流通がないことを確認しております。そして、8月20日には府民が北海道のお店、スーパーとか百貨店とか、そういうところから購入していないかどうか、ホームページで取引のあった店舗の情報を掲載しまして情報提供しておりますが、その後、そういった苦情等の情報は入ってきておりません。それから、8月23日から、広域に流通する漬物の製造施設8件を立入調査いたしまして、衛生管理上問題ないことを確認しております。また、漬物を提供する大規模給食施設などについて立入を行って、問題のないことを確認しております。

それから、一番問題になっている浅漬け施設、8月23日の時点では104件を対象として把握してございまして、10月末までに立入調査を実施予定という判断をしたところでございまして、9月末現在での取りまとめでは46件の調査が完了しているということでございます。

9月6日には、漬物の製造施設925件に文書での注意喚起を行っておりますし、また同様の取り扱いが必要なカット野菜、こういったものについても注意喚起を事業者に配布しております。10月12日に、先ほど申しました衛生規範を国が改正いたしましたので、その後、漬物製造施設758件について注意喚起を行ったということでございます。

その注意喚起について、46ページにあるように、改正漬物の衛生規範のポイントというものをつくりまして、保健所を中心に啓発等、指導などを行ったところでございます。国が作成しましたもの、11月に入ってから届きましたので、ちょっと間に合わないということなのですが、こういったものを今後は使いながら、年末に向けて流通量がふえていく中で注意喚起、指導を行っていくということを考えております。

それから、次に資料6ですが、「豚レバーを生で食べる危険性の注意喚起について」でございますが、これは牛レバーの生食が禁止になって、それだったら豚の生レバーを生で食べようかという話が新聞にもよく載っていたと思いますが、それは、より危険ですよという話で、国からの通知もあり、そして先ほどの強化期間の間にもともと生食用食肉を扱っている施設とか、大量に調理する給食施設、弁当屋、仕出し屋等3000件についての豚レバーの取り扱いの指導を行いまして、生食用として取り扱いが

ないことを確認しております。これも情報をホームページに掲載、それから食品関係団体にも注意喚起を行っております。今後もチラシ等で継続して注意喚起をしていきたいと思っております。

52ページには、報道関係資料の中で「報道関係機関の皆様へ」ということで、そういった注意喚起もよろしくお願ひしますということをお知らせしております。

次に、資料7でございますが、「残留農薬の基準値超過について」でございます。

これは、府内産の枝豆から殺虫剤のチアメトキサムの残留農薬基準の3倍強の濃度が出たということで、保健所で回収命令を発動しております。検査結果が出て、すぐに農協にも御連絡して、回収の措置をとっていただいたところでございます。その後の実態調査につきましては、農林水産部から御説明をされるので、私からはこれで。

(事務局)

その後の状況については、私から説明させていただきたいと思ひます。広域振興局が当該農家の農薬使用基準の関係の調査をいたしましたところ、使用基準に違反しているという状況は確認できませんでした。当該出荷者でありますJAにおきましては、即座にそれ以降の出荷を自粛されまして、自主的な検査が行われました。その結果、特に問題ないということが確認できましたので、10月13日以降、出荷が再開されているという状況でございます。

(事務局)

次に資料8でございますが、先ほど宇治の食中毒の事案がございましたが、引き続いて10月1日に「食中毒の発生について」ということで、事案の処分をした日が10月1日なので、先ほどの中間報告の中には載せておりませんが、亀岡でお弁当をつくっているところでの食中毒ということで、サルモネラの検出があったということで、10月1日から10月3日までの3日間営業停止処分をしたところでございます。これも9月26日午後4時ごろに保健所に通報がございまして、即ち業者の調査を行い、一番下に書いていますように、業者は9月27日から営業の自粛をしているところでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

(会長)

ありがとうございました。それでは、御質問がありましたらお願いいたします。

(委員)

学校給食の放射性セシウムのモニタリング検査のことについてですが、不検出という結果が出ている状況で、まだ今後も続けていく必要があるのかなと疑問に感じているんですけど。保護者からの不安がとても高いので、検査をして不検出だから安心ですという公表をすることはとても大事とは思いますが、食中毒や細菌や残留農薬の検査とは違って、この放射性物質の検査というのは原発事故が起こったために発生しているもので、だんだん時間もたちますし、日がたつにつれて危険性というのは減弱していくものじゃないかなと思うので。それで、先ほどの目標のところですが、今やっていって、まだ5年後にさらに回数を増やされるということについて疑問に思うんですけども、その点はいかがでしょう。

それと、この費用がどれぐらいかかっているのかということと関連すると思うんですけど、安かったら何回もしてもと思いますけど、それについても御意見、見解をお聞きしたいと思います。

(事務局)

本検査は先ほど申し上げたとおり国庫補助でやらせていただいております。その中で1年間やってくださいというような国の指定でございますので、それをうまく使って満遍なく京都府内で振り分けてさせていただいているというのが現状です。恐らく不検出が続くと思いますけれども。

(委員)

そうですね、今、不検出だったら次が検出される可能性はもっと低くなりますよね。

(事務局)

同じ食品でしたらそうですけども、これはいろいろな小学校、調理場から検体を得るようにしておりますので、それが一通り終わるまでということで本年度はやらせていただいております。同じ食品をずっと続けているということではないです。

(会長)

これは資料2の29ページ、モニタリングのところ、提供の学校給食

1食というところですね。それで検出されたときの対応については、マニュアルは作成されているのですか。検出された場合、どういう対応をされるのですか。

(事務局)

これも調査委員会を立ち上げて、専門家の方々に入っていただいて、もし検出された場合はどういう対応をするかということを決めさせていただいております。放射線の専門家の方に入っていただいて、どう対応するかというのは、調査委員会で御指示をいただいております。

(会長)

もうできているのね。

(事務局)

はい、できております。

(委員)

京都市の検査では1ベクレルとか2ベクレルとか検出されているものがいくつかありますよね。府では全く不検出でも、市の検査で多少は出ているのです。それと、野生のキノコに関しては残留が出ていまして、国から出荷自粛や、出荷規制がされておりますので、時間がたっておりますが、まだ完全にリスクがないというわけじゃないと思います。

(事務局)

今回の検出限界値は10ベクレルということということで、これも調査委員会で設定していただきましたので、これ以下が不検出という形で公表させていただいております。

(会長)

ほかにございますか。

残留農薬についてですが、これはたまたま試料を分析したら出たということですか。農薬の使用についても違反もないし、その後も検出されていないから出荷を容認したということですかけれども。実際にはサンプルの抽出調査で見つかったということなのですか。

(事務局)

そうですね。収去検査で見つかって、その部分については全部回収になったと。

(会長)

そこでの当該食品の回収というのは、どの範囲内を言うのですか。違反品というのが9月27日に採取し、多分研究所へ持って帰って分析されたら出たということだろうと思うのですが。

(事務局)

検出されたもののワンロットが食品衛生法の回収の範囲です。ただ、JAは万全の安全対策をとるということで、その方の分だけではなく、一つの産地として一旦出荷を自粛されました。その上で出荷者全品について即座に自主的に検査をして、すべて不検出だったということを確認した上で、出荷を再開されたという経過があります。

(委員)

先ほど御報告で使用基準の違反はなかったという結果でしたよね。じゃあ何で出たのだということですけども、そこはどうお考えですか。

(事務局)

この食品検査は食品衛生法に基づく検査なのですが、使用基準に違反がなかったというのは、農薬取締法に基づく使用基準について違反がなかったということです。これについては、かなり精密に当該農家の使用状況を調べたのですが、原因究明には至ってないという状況です。ただ、今申し上げましたように、JAとして当該農家だけじゃなく、他の可能性の有無も含めて検証されて、その上で問題ないということを確認された上で出荷再開という形をとられたという状況です。

(委員)

39ページに、食品表示の点検とありまして、これだけ確認したところ、これだけ不適切な表示が発見されましてと書かれています。そのような形で京都府としても具体的な数字というものがあるだろうと思いますので、先ほどの行動計画の話の中でありましたけれども、やはりもう少し具体的に書いていただきますと、後の対策というところが具体化してくるのではないかと思いますので、ぜひそれを考えていただきたいということが1つです。

それと、もう1つ、浅漬けの話ですけど、浅漬けの話は私もいろんなところで聞いています。この浅漬けの問題は、もちろん業者への指導というようなものも必要なのですけれども、その浅漬けは京都府内では流通していませんといった情報はどこかであるのでしょうかね。欲しい情報ですね。

(事務局)

京都府のホームページでは、もちろん載せています。

(委員)

そうですか、ほかには余り出されていない。

(事務局)

保健所で啓発、いろんな場で説明をしています。

(委員)

できましたら、食品の安全に関する消費者団体みたいなどころには、個別にお知らせいただければと思います。

(事務局)

また消費者との意見交換会の場でお話をさせていただきたいと思いません。

(会長)

何か御質問はほかにございますか

(委員)

給食の放射性セシウムのことなのですけども、学校給食はこういうことをされていますけれども、保育所の給食というのはどうなっているかということが1つと、今おっしゃいましたように、キノコとか、そういうものには放射性物質が検出される可能性が高いと思いますけど、ここは米と麦だけ書いてあるのですけども。

(事務局)

先ほど申し上げたとおりで、まずは学校給食1食分をミキシングして、もしも出たら、次に食材ごとに検査をして、より厳密に測っていきます。それで、キノコから出たのか、お肉から出たのかというのが判明していく

というような順序です。先ほどお答えが抜けておりましたが、検査費用は1回約1万2000円かかります。

(委員)

じゃあ、72回したら80万円ぐらいということですね。保育所の給食はどうですか。

(事務局)

今、小学校の学校給食についての放射性物質検査がございましたけれども、それ以前に、産地を含めまして問題のない所から入れてもらうといった指導をされています。実際にはそれぞれの給食施設の設置者、そちらのほうで選ばれる形になっています。それぞれの御判断ということにはなるのですが、今申し上げましたように、それぞれのところでしっかりした所から入れていただくということで理解しています。

あわせて、一般的な流通食品につきましては、まずは産地でしっかり検査して、今おっしゃられました特にキノコ関係は、産地でしっかり検査していただいて、それで安全なものだけが流通するという体制を、現在国のほうで築いていただいています。それに加えて府内に流通するものを流通食品ということで、食品衛生法に基づいてモニタリング検査をして確認しているという状況です。ですから、その分について特別に検査するという形には現在なっていないということです。

(会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、報告事項については、これで終わります。3番目のその他のところを事務局より御説明願います。

(事務局)

57ページの資料9をお願いします。

BSEの関係でございます。昨年12月に厚生労働大臣から食品安全委員会にBSEの健康影響評価というものが要請されまして、それを受けて去る10月22日に食品安全委員会から厚生労働省のほうに報告された内容でございます。いわゆるBSEの国内措置、国際措置についての判断・評価ということでございます。

横に向けていただいて見ていただきますと、国内措置、日本の分ですけれども、検査月齢につきまして、現在の20か月齢と30か月齢の場合を

比較した場合のリスクの差については無視できるという評価になっております。SRM、すなわち特定危険部位については、全月齢の場合と30か月齢以上の場合についてのリスクの差につきましても無視できるということになっております。

国境措置ということで、これらの国からの輸入の関係ですが、月齢制限を現在の20か月齢から30か月齢とした場合についてのリスクの差については無視できるという結果でございます、SRMについても全月齢と30か月齢超の場合のリスクの比較でも差はあったとしても、非常に小さく、人への影響は無視できるというような評価になっております。

この報告がございました後、最後に新聞記事をつけておりますけれども、先日6日、厚生労働省でこの報告に基づいて方針が決定されたということで、輸入牛肉の対象月齢を20か月齢以下から30か月齢以下にするということで、緩和する方針となっております。この新聞記事では、来年初めにも輸入規制が緩和すると報道されているということでございます。

(委員)

このBSEの問題に関しましては、リスク管理形式を緩和させるということについてなんですけど、リスクコミュニケーションというのはあったのですか。

(事務局)

まず、食品安全委員会でリスク評価をしました。それに基づいてリスク管理機関であります厚生労働省が国境措置なり、それから国内での検査体制について方針決定したという新聞報道です。本日、厚生労働省のホームページに当日の資料がアップされましたので、点検をしております。報道にありますように、実際にはこういったことについて厚生労働省の政省令、基準関係を改正する必要があります。そういったことについて、今後パブリックコメントなり、それから意見交換会を開催して、その上で今後の取り組みを最終決定するということが厚生労働省の資料で出ております。

(委員)

やはり緩和は緩和で、またきちっとコミュニケーションをとっていただきたいと思っています。

(事務局)

京都府としましてこの問題に関しまして、国に対し政策提案という形で、

BSEの政策決定に当たっては、国民に広くリスクコミュニケーションを行って、丁寧な説明を行った上で政策決定してほしいと、そういう政策提案を毎年しているところでございます。

(会長)

それでは、今日の協議事項、報告事項、最後のその他まで進んできました。事務局にお返しいたします。